

出水市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）について  
～出水市は、公益財団法人どうぶつ基金に協働登録しています～

出水市では、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、地域の公衆衛生の向上と良好な生活環境の確保を図るため、公益財団法人どうぶつ基金が実施するさくらねこ無料不妊手術事業（TNR活動や地域猫活動）に基づき、本市内で取り組むボランティア団体（登録必要）に本市が交付するさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）「以下チケットという。」を交付しています。

1. 交付対象者について

チケットの交付を受けることができる者は、市内に生息する猫に不妊手術をしようとする本市に住居を有する個人又は本市に住所を有する者が2人以上構成員として属する団体であって、次の各号のいずれかに該当する者又は団体とします。

- (1) 多頭飼育崩壊現場における飼い主
- (2) 地域猫活動やTNR活動を行っている団体
- (3) その他市長が必要と認めた者又は団体

2. 交付申請について

以下の交付条件をご確認の上、チケット交付希望月の前月末日まで（どうぶつ基金申請が毎月1～5日のため）に、**さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付申請書（第1号様式）**をご提出ください。なお、どうぶつ基金からのチケットには限りがありますので、すべてご希望のとおりには交付できない場合もあります。ご了承ください。

【交付申請書提出例】令和5年6月交付希望の場合・・・令和5年5月末日までに申請必要（登録団体のみ）

【交付条件】チケットにより飼い主のいない猫等への不妊手術を行うに当たり、地域住民に迷惑をかけず、また良好な生活環境を継続していくよう、以下のことを実行すること。

- ・チケットの利用に当たり問題が生じた場合は、責任をもって対応します。
- ・対象区域の自治会長等への連絡（協力体制依頼）等を行います。
- ・申請者における構成員の中に、日常的に地域猫活動を行うことができる市内在住者が1人以上います。
- ・餌は、飼い主のいない猫等への不妊手術を行った猫のみ、時間と場所を決めて、必要な量だけ与えます。また、給餌中は見守り、食べ終わったらすぐに片づけます。置き餌（餌の放置）は、絶対にしません。
- ・猫用のトイレを設置し、ふんの回収や清掃を行います。また、猫用のトイレ以外にふんをした場合は、回収や清掃を行い、周辺環境保全に努めます。
- ・不妊手術の際には、その目印として耳先をさくらの花びらの形（V字）にカットすることに同意します。また、耳先にさくらの花びらの形（V字）にカットが入った猫は、不妊手術済であることを必要に応じて近隣住民に説明し、その猫がこの場所で一生を全うするまで見届けてもらえるよう理解普及に努めます。

3. 利用報告書について

さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）を利用後、必ず、利用報告書の提出が必要です。

- ・**さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用報告書**

【添付書類】

- 対象猫の不妊手術前後（耳先をさくらの花びらの形（V字）にカット後）の写真（データ可）
- 地域猫活動の実態がわかる写真（データ可）